

資料 1 - ①

雇用関係助成金 年度末（令和6年度→7年度）改正概要

今年度末の主な改正点は以下のとおり。

【新設】3コース

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（中高齢者安定雇用支援コース）✓
- ・ 人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）
- ・ 両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

【廃止】6コース

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）
- ・ 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）✓
- ・ 人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等普及促進コース）
- ・ 人材確保等支援助成金（派遣元特例コース）
- ・ 高年齢労働者処遇改善促進助成金 ✓
- ・ 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

【受付再開】1コース

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

※人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」に「人事評価改善等助成コース」を統合するとともに、雇用環境整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）の支援を追加し、「雇用管理制度・雇用環境整備助成コース」に変更

資料 1 - ②

その他の改正点

1. キャリアアップ助成金

○全コース

・キャリアアップ計画について、認定制から届出制に変更

2・人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース、

・計画届の確認・受理行為を廃し、受付のみと上で、様式の削除、

添付書類を整理

3・人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

・計画書の認定を届出制に変更

・申請書類の見直、添付書類の削減

4・助成額の引上

・人材開発支援助成金（人材育成支援コース）

賃金助成額（760 円→800 円、960 円→1, 000 円）

・人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

賃金助成額（760 円→800 円、960 円→1, 000 円）

・人材開発支援助成金事業展開リスクリング支援コース）

賃金助成額（960 円→1, 000 円）

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ 資料1-③

貴社の従業員の賃金は、能力・経験に見合っていますか？

建設キャリアアップシステムを活用した
雇用管理改善の取組を支援します！



△最大160万円(一事業年度あたり)が支給されます！

人材確保等支援助成金

建設キャリアアップシステム等活用促進コースのご案内

助成金の目的

建設業における人手不足への対策として、建設技能者の賃金を能力・経験に応じた適切なものとするは有効な手段の一つです。

この助成金では、建設キャリアアップシステムを活用して、雇用する建設技能者の処遇を改善する取組を行った中小建設事業主に対して、その取組にかかる経費の一部を助成することで、建設技能者全体の処遇を改善していくことを目的としています。

助成金の概要はこちらのとおりです

支給対象となる事業者

中小建設事業主

以下の全てを満たす中小事業主が対象です。

- ◆雇用保険料率が17.5/1,000であることもしくは
建設業の許可を得たうえで、雇用保険料率が17.5/1,000以外であること
- ◆資本金の額もしくは出資の額の総額が3億円以下もしくは
常時雇用する労働者数が300人以下であること

助成対象となる取組

以下の取組を行うことが必要です。

- ◆雇用する全ての建設技能者について、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行うこと
- ◆能力評価制度のレベル判定でレベルが上がった者の賃金を5%以上増加させること

支給額

算定対象となる建設技能者(※)の数×16万円

※レベル判定で昇格認定を受け、賃金が5%以上増加した技能者

(支給上限)

一事業年度あたり160万円(10人×16万円)



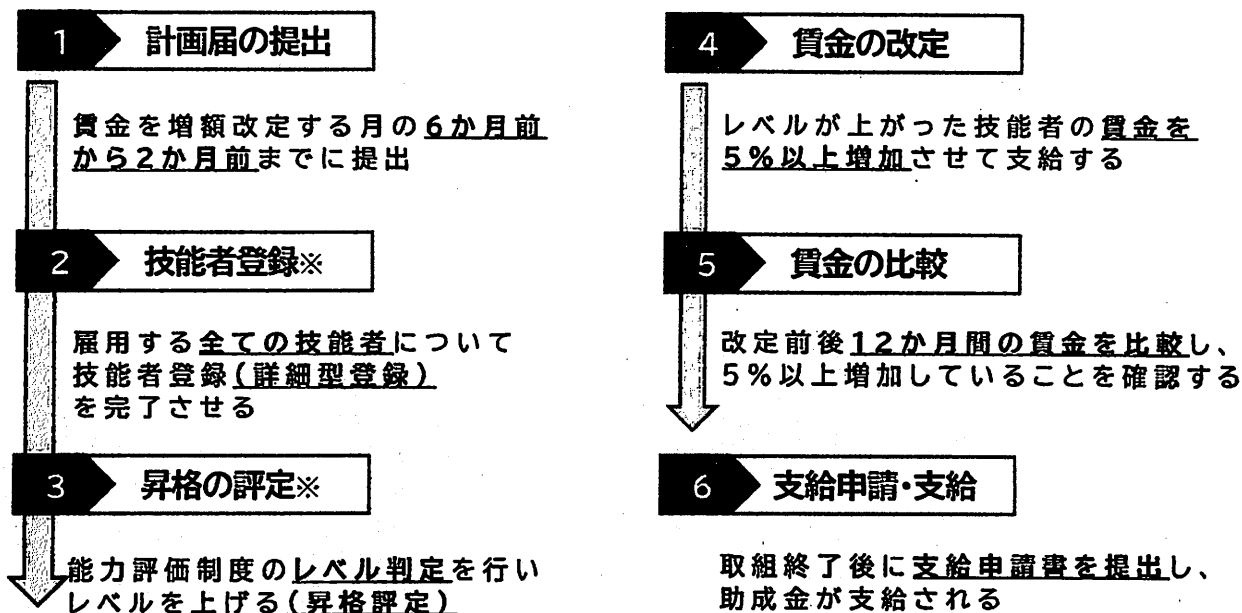
厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL070401建港02

申請手続き・流れ

この助成金の支給を受けるためには、

【計画届】と「支給申請書」の提出が必要です！



※2「技能者登録」や3「昇格の評定」が、1「計画届の提出」より前に行われている場合でも助成金の対象になります。

Q1. 建設キャリアアップシステムとは何ですか？



建設技能者の保有資格や社会保険加入状況、就業履歴などを蓄積していく仕組みのことです。能力・経験等に応じた適切な処遇改善につなげることを目的にしています。

Q2. 技能者登録とは何ですか？



「簡略型登録」と「詳細型登録」があり、それぞれ以下の違いがあります。

簡略型登録：就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、社会保険加入の確認のみ可能

レベル判定は不可

詳細型登録：簡略型登録で活用できる項目のほか、レベル判定が可能

⇒ 助成金を利用するためには、詳細型登録を行う必要があります。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■支給要領



■都道府県労働局
お問い合わせ先

